

ふじみ野市将来構想後期基本計画策定方針

令和4年4月

1. 後期基本計画策定の趣旨

本市は、平成29年度に策定した市の最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」（以下「将来構想」という。）において、まちづくりの理念として「安全と安心」「地域力」「環境」を掲げ、まちの将来像「人がつながる 豊かで住み続けたいまち ふじみ野」の実現を目指し、まちづくりを進めてきました。

将来構想は基本構想を頂点とし、その下位に基本計画、実施計画が位置する3層構成となっています。その中で基本計画は、基本構想で定められた将来像の実現に向けた分野と、これに基づいた具体的な施策展開を分野別かつ体系的に示しています。

前期基本計画の期間が令和5年度で終了することから、基本構想に基づき、本市の魅力や特徴を存分に発揮し、様々な課題を乗り越え、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、新たな時代に対応した行政経営の指針となる後期基本計画（令和6年度～令和12年度）を策定します。

2. 策定にあたっての基本的な視点

（1）ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合した計画

人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目的とした、「ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を統合し、総合戦略の目標を踏まえ、より効果的に施策展開が図られるよう重点的に取り組む施策を明確にして、戦略性の高い計画とします。

（2）前期基本計画及び総合戦略の評価を踏まえた計画づくり

前期基本計画及び総合戦略について十分な検証を行い、市の施策の現状、達成度や課題を明確にした上で計画づくりに反映します。また、持続可能なふじみ野市の実現に向け、計画に位置付ける施策については、「選択と集中」を図ります。

(3) 社会情勢の変化に対応した計画づくり

本市の人口動態や財政状況等の現状分析をはじめ、人口減少、少子高齢化などの社会的課題の本市における現状を的確に認識した上で、今後の将来動向も考慮した計画づくりを行います。

また、前期基本計画の期間に広く普及したSDGsの推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きく変化した生活様式への対応も含めたDXの推進など、急速に変化する社会情勢に対応した計画とします。

(4) 市民の声を活かした市民に分かりやすい計画づくり

ふじみ野市自治基本条例の考え方にに基づき最上位計画審議会への公募委員の登用、市民意識調査、タウンミーティングなどにより、様々な形で市民の意見や意向を把握し、計画に反映します。

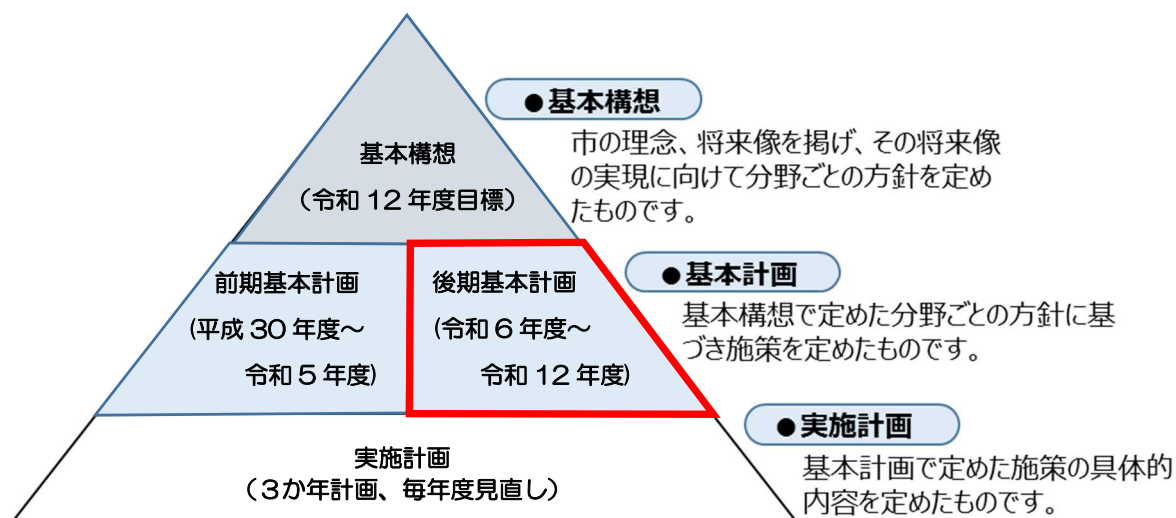
また、計画書は市民にとって見やすく、取り組む内容について簡潔に表現された分かりやすいものとします。

(5) 個別計画との連携をより強化し、実効性を高めた計画づくり

各課にて策定している個別計画については、法に基づき策定される計画や市独自の政策を実現するために策定される計画など多岐に及んでいます。これら個別計画と本計画との連携をより強化し、実効性を高めた計画とします。

3. 計画の構成と期間

将来構想は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構成としています。本計画においては、基本構想の4つの「重点戦略」の考え方にに基づき、前期基本計画と同様に重点的に推進する具体的な取組を「後期重点プロジェクト」として位置付けます。計画期間は令和6年度から令和12年度の7年間とします。



4. 策定体制

本計画は次のとおり市民や市議会と連携しながら、全庁を挙げて策定します。

(1) 市民参画

①最上位計画審議会

公募による市民の代表者や有識者、各種団体の代表からなる「ふじみ野市最上位計画審議会」を設置し、本計画策定に関する事項等に関して、調査・審議をいただきます。

②市民意識調査

市の取り組みについて重要度と満足度により評価を行うとともに、今後の施策に対する要望を把握し計画に反映するため、無作為抽出の市民3,000人及び小中学生を対象に市民意識調査を実施します。

③タウンミーティング

タウンミーティングの中で意見交換を行い、各地域の課題や意見・要望等を把握し情報を共有することで、地域の実情を踏まえた計画を策定します。

④パブリック・コメント

計画原案についてパブリック・コメントを実施し、市民からの意見を幅広く求め、提出された意見を参考にして計画を策定します。

(2) 市議会

策定段階において情報の提供・説明を行うとともに、本計画は市政運営の指針となるため、市議会の議決を経て策定します。

(3) 庁内体制

庁内における策定体制は、以下の組織により進めます。本計画は、市の総合的な最上位計画であり行政経営の基本方針となることから、各所管課における職員の積極的な参画を促すため、策定段階から積極的に情報発信を行います。

①経営戦略会議

経営戦略会議を計画策定における庁内の意思決定機関とします。

②最上位計画策定委員会

本計画を策定する上での重要事項を審議し、総合的な調整機関として、部長級及び次長級職員で構成する策定委員会を設置します。

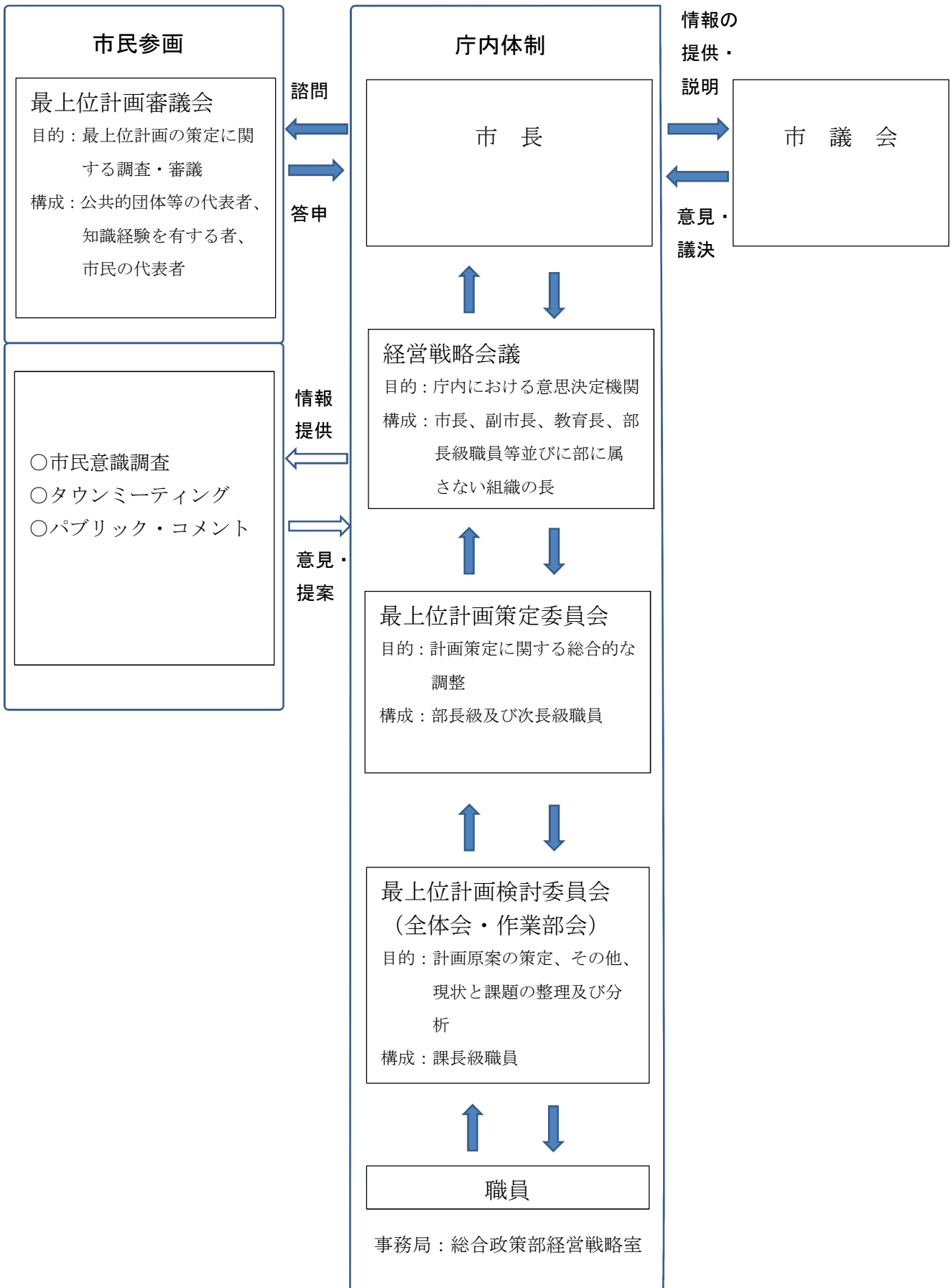
③最上位計画検討委員会

各所管課において自らが将来を見据えた政策立案を行い、事業展開を図ることが重要であることから、計画原案の策定やその他計画策定に必要な調査検討を行うため、課長級職員で構成する検討委員会を設置し、その中で全体会・分野別の作業部会を開催します。

④事務局

事務局は、総合政策部経営戦略室内に置き、計画策定に関する全般の調整と庶務を行います。

策定体制イメージ



5. 策定スケジュール

令和4年度

- ・策定方針の決定
- ・最上位計画審議会（諮問）による検討
- ・庁内組織（策定・検討委員会）による検討
- ・市民意識調査の実施
- ・タウンミーティング時の意見聴取
- ・前期基本計画、総合戦略の検証

令和5年度

- ・市民説明会の実施
- ・パブリック・コメントの実施
- ・最上位計画審議会（答申）による検討
- ・庁内組織（策定・検討委員会）による検討
- ・後期基本計画案の議会上程

項目	令和4年度				令和5年度	
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
策定方針	● 方針決定					
委託先選定	● 委託先決定					
施策検証	● 施策検証					
議会	必要に応じて全員協議会で報告			● 計画原案説明		● 議会上程
基本計画	→ 検討					→
審議会	★	★ ★	★ ★ ★		★ ★	
市民意見	→ 市民意識調査				● パブリック・コメント	
	→ タウンミーティング					→
庁内検討 ・策定委員会 ・検討委員会	→ 検討					→